

内閣府が実施する地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金について、令和3年度補正予算等の内容をお知らせします。教育機関における連携についても引き続きご検討ください。

事務連絡
令和4年3月2日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

内閣府が実施する地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、孤独・孤立などにより様々な困難や不安を抱える女性への支援等を行うため内閣府において実施している「地域女性活躍推進交付金」については、令和3年4月14日付け事務連絡（以下「前回事務連絡」という。）において、その活用促進についてお知らせしているところですが、今回、令和3年度補正予算及び令和4年度予算案における対応について、各都道府県を通じて市町村へ周知されています（別添資料1）。

また、「地域子供の未来応援交付金」については、地方公共団体がNPO法人等への委託等を通じて子供食堂や学習支援などの子供の居場所づくりを支援するもので、学校内に学習支援の場が作られている例もあります。今回、別添資料2のとおり、前回事務連絡でお知らせした内容より更に支援が拡充されています（補助率10/10事業の創設等）。

いずれの事業においても、これまでと同様、事業の一環として、対象となる女性・子供等に対して生理用品等の提供を行うことが可能です。

各学校や学校設置者におかれては、当該事業の趣旨をご理解いただき、前回事務連絡も踏まえて、ご対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
保健指導係 03-5253-4111(内2918)

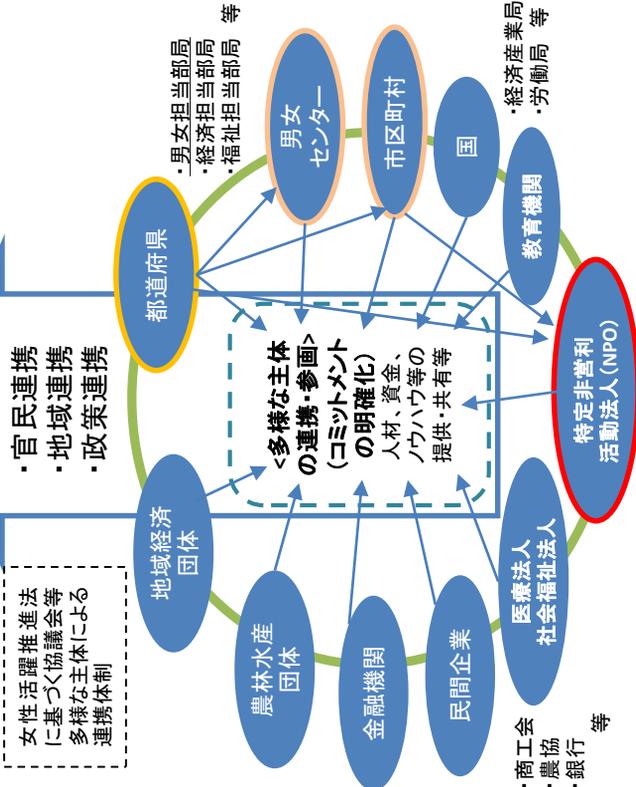
地域女性性活躍推進交付金

(令和2年度第3次補正1.5億円※追加措置13.5億円※3年度1.5億円、補正予算5.3億円、4年度予算案3億円)

※地方創生臨時交付金で
地方負担分に対する措置

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

- ①活躍推進型 : 1/2
- ②寄り添い支援型プラス : 1/2
- ③つながりサポート型 : 3/4

【交付上限】

- ①各区別ごと 都道府県 800万円(注)、政令指定都市 500万円、市区町村 250万円
- ②各区別ごと 都道府県・市・特別区 800万円、町村 500万円
- ③一律1125万円

注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、一般事業主行動計画策定の後押し

② 寄り添い支援型プラス (対象地方公共団体等交付要件の一部を拡充変更)

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労までつなげていく支援や相談支援
孤独・孤立などの様々な課題・困難に対する寄り添った相談支援やその一環として生理用品の提供、自立支援や就業支援への連携、女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

③ つながりサポート型

孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等のさめ細かい支援
NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、生理用品の提供
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請
↓
交付

内閣府

↑
情報提供

他の地域の
・ 地方公共団体
・ 地域経済団体
等

(別添資料1)

地域女性活躍推進交付金のメニューの比較

対象自治体、補助率、交付要件等

取組の例

活躍推進型

【対象地方公共団体】 推進計画策定
 【補助率】 1/2
 【交付上限額】 区分有：都道府県800万円、
 政令市500万円、市区町村250万円
 【交付要件等】
 ・計画事業への位置付け

- ・女性デジタル人材の育成するための研修
- ・テレワークに関するセミナー
- ・女性役員・管理職を育成するための研修
- ・企業経営層の意識改革のためのセミナー
- ・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設

寄り添い支援型プラス

【対象地方公共団体】 制約なし
 【補助率】 1/2
 【交付上限額】 】区分有：都道府県・市・特別区800万円、町村500万円
 【交付要件等】
 ・委託先限定要件なし（民間企業も可）
 ・新規事業優先、予算範囲で継続事業可
 ・相談等の一環として生理用品の提供可

- ・男女共同参画センター等の相談機能の強化
- * メールやSNSの活用した体制充実
- * カウンセラーや臨床心理士等による専門相談
- ・ピアサポートのための居場所づくり
- ・コロナによる女性の雇用や生活への影響、女性の貧困問題、求める支援についての調査分析（孤独孤立対策・NPO支援に資する措置）

つながりサポート型
 [NPO活用特化タイプ]

【対象地方公共団体】 制約なし
 【補助率】 3/4
 【交付上限額】 区分なし：一律1125万円
 【交付要件等】
 ・NPO等への委託が必須
 ・委託事業比率は総事業費の3/4以上
 ・新規事業優先、予算範囲で継続事業可
 ・相談等の一環として生理用品の提供可

- ・上記寄り添い支援型プラスの特化・拡充タイプ
 特に、NPO等の知見や能力を活用して、アウトリーチ型支援（訪問・相談支援）や寄り添った支援のための居場所づくりなど、NPO等が得意とする行政だけでは手が届きにくい支援に対応
 （孤独孤立対策・NPO支援に資する措置）

※上記取組はあくまで例示であり、地方公共団体がNPO等の民間団体・関係機関等と連携して創意工夫により実施。

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（新たな事業の創設）

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を支援する「地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）」を拡充し、新たな事業を設ける。

内閣府

※ 交付金の交付要綱等の詳細は内閣府ホームページを御参照ください。
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

地方自治体

既存の支援事業

(1) 実態調査・計画策定

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額（事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

(2) 子供等支援事業

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額：最高1,500万（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネート事業
- ・アウトリーチ支援等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

(3) つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：3/4
- ・補助基準額：事業当たり最高250万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業

- ※ ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業（生理用品の提供を含む）
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネート配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※ 令和3年度補正予算 20億円

(4) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：10/10
- ・補助基準額：事業当たり最高250万円

地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業※

- ※ ア NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
- イ 新たな居場所を新設する事業（例：既存の居場所と違う地域に新設）
- ウ 新たな取組を実施する事業（例：子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施）

・自治体による委託事業
・事業の実施により、自治体とNPO等との間で新たな連携が生じるもの。